東京ゼロエミ住宅認証審査業務料金規程

（目的）
第１条　この規程は、別に定める「東京ゼロエミ住宅認証審査業務規程」（以下「業務規程」という。）に基づき株式会社グッド・アイズ建築検査機構（以下「good･eyes」という。）が実施する東京ゼロエミ住宅認証審査料金（以下「審査料金」という。）について、必要な事項を定める。

（認証審査料金）
第２条　業務規程第14条に規定する審査料金は、別表１に掲げるとおりとする。

（審査料金の納入）
第３条　建築主は、審査料金を「東京ゼロエミ住宅認証審査業務約款」（以下「業務約款」という。）第５条に規定する料金の支払方法により納入する。
２　前項の納入に要する費用は建築主の負担とする。

（審査手数料の増額又は減額）
第４条　good･eyesは、認証審査業務等が効率的に実施できる場合又は金額の変更をすることが必要と認める場合に、審査手数料を増額又は減額することができる。

（附則）
この規程は令和元年１１月１８日より施行する。

制定：令和　元年１１月１８日
改定：令和　３年　４月　１日
改定：令和　６年１０月　１日

別表１
「東京ゼロエミ住宅認証審査業務料金」

【仕様規定による設計審査】（注4）

（カッコ内は税抜き金額、単位：円）

対象建物	物件区分			単独申請	併願申請（注2）	設計変更
一戸建ての住宅	200㎡未満			３３，０００ (30,000)	２２，０００ (20,000)	１６，５００ (15,000)
	200㎡以上			３９，６００ (36,000)	２６，４００ (24,000)	１９，８００ (18,000)
共同住宅等（注1）	2000㎡未満	①	基本料金	５５，０００ (50,000)	３３，０００ (30,000)	２７，５００ (25,000)
		②	併願対象住戸	－	３，３００／戸 (3,000／戸)	２，２００／戸 (2,000／戸)
			単独対象住戸	５，５００／戸 (5,000／戸)	－	３，３００／戸 (3,000／戸)

【性能規定による設計審査】

（カッコ内は税抜き金額、単位：円）

対象建物	物件区分			単独申請	併願申請（注2）	設計変更
一戸建ての住宅	200㎡未満			４４，０００ (40,000)	２７，５００ (25,000)	２２，０００ (20,000)
	200㎡以上			５２，８００ (48,000)	３３，０００ (30,000)	２６，４００ (24,000)
共同住宅等（注1）	2000㎡未満	①	基本料金	７７，０００ (70,000)	４９，５００ (45,000)	３８，５００ (35,000)
		②	併願対象住戸	－	４，４００／戸 (4,000／戸)	３，３００／戸 (3,000／戸)
			単独対象住戸	７，７００／戸 (7,000／戸)	－	３，８５０／戸 (3,500／戸)

【工事完了検査】

（カッコ内は税抜き金額、単位：円）

対象建物	物件区分			単独申請	併願申請（注3）
一戸建ての住宅	200㎡未満			２２，０００ (20,000)	１３，２００ (12,000)
	200㎡以上			２７，５００ (25,000)	１６，５００ (15,000)
共同住宅等（注1）	2000㎡未満	①	基本料金	３３，０００ (30,000)	１６，５００ (15,000)
		②	併願対象住戸	－	２，２００／戸 (2,000／戸)
			単独対象住戸	４，４００／戸 (4,000／戸)	－

注1　共同住宅等の料金は「①基本料金」＋（住戸数 ×「②対象住戸料金」）となります。
注2　設計審査時の「併願」とは、東京ゼロエミ住宅と省エネ関係審査を伴う他の申請を別途good･eyesで受理した場合とします。（他の申請の例：フラット35、長期優良住宅、低炭素建築物、設計住宅性能評価 等）
注3　工事完了検査時の「併願」とは、東京ゼロエミ住宅と同時に行う検査がある場合のみの適用とします。
注4　仕様規定と性能規定が混在する場合は、性能規定の料金を適用します。

※併用住宅等は共同住宅の基準を適用致しますが、審査料金は戸建てを適用いたします。
※申請地が遠方の場合は別途定める弊社「住宅性能評価業務規程」のエリア規定に基づき、出張料金が加算されます。
※認証書等を滅失、汚損、又は破損し再発行する場合の料金は、１住戸につき５，５００円（税込）とする。